

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
パラフィン包埋装置	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.5.27	日進商事株式会社 高知市上町5丁目6-15	¥1,598,400	「予定価格が160万円をこえない財産を買い入れるとき」に該当するため 日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)	
CT室・MRI室・血管撮影室の造影剤注入装置定期点検	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.5.31	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥1,093,950	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
デジタルガンマカメラ保守委託	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.8.1	キャノンメディカルシステムズ* 高知市本町4丁目2-40	¥2,695,680	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
富士デジタルラジオグラフィ保守委託 (DR CALNEO FLEXシステム)	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.10.1	富士フィルムメディカル 四国支社 高松市中野町29-2	¥2,966,040	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
全自動化学発光免疫層的装置 ARCHITECTアナライザー i1000SR保守委託	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.10.1	アボットジャパン 東京都港区三田三丁目 5-27	¥1,306,800	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
血管撮影装置保守委託	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R2.2.12	フィリップス・ジャパン 東京都港区港南二丁目 13-37	¥68,640,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
放射線治療システム保守委託	高知赤十字病院 用度課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R2.3.18	バリアンメディカルシステムズ 東京都中央区日本橋兜 町5-1	¥15,125,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
植栽への灌水およびメンテナンス委託契約	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.6.1	有限会社南国園芸 南国市田村乙1380番地	1,500,000	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号	
3階血管造影室カードリーダー設置工事	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.7.18	株式会社大林組 四国支店 高松市中央町11番11号	2,376,000	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	
昇降機保守契約	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.8.1	東芝エレベーター株式会社 四国支店 高松市朝日町2-2-22	3,024,000	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	
トータルビル管理サービス契約	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.8.1	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 四国支社高知支店 高知市本町2-2-29	4,536,000	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
消防用設備点検委託契約	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.8.1	ニッタン株式会社 東京都渋谷区笹塚1丁目54番5号	4,968,000	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	
医療ガス配管設備機器の保守点検業務委託契約	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.9.1	エア・ウォーター防災株式会社 大阪支社 大阪市淀川区西宮原2丁目1番3号	1,944,000	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	
駐車管制施設東側回転灯修繕工事	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.9.20	株式会社大林組 四国支店 高松市中央町11番11号	1,980,000	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第11号	
	高知赤十字病院 病院資産・施設管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号					

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2 公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約にすることとした理由	その他必要な事項(備考)
GOODNET 一式 保守業務委託契約書	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.12.19	株式会社シーメック 高知市南久保9-8	¥3,806,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
Claioアプリケーション保守契約書	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.6.1	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町 犬伏字東谷6番地33	¥2,640,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
パッケージ保守委託契約書 (電子カルテ)	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.6.1	日本電気株式会社高知支店 高知市本町四丁目2-52	¥2,952,000	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
SE保守委託契約書 (電子カルテ)	高知赤十字病院 医療情報管理課 高知市秦南町1丁目4番63-11号	R1.6.1	日本電気株式会社高知支店 高知市本町四丁目2-52	¥25,951,360	「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第3項)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額に単価を記載した場合には予定総額を記載する。
- (2) 必要がある時は、各欄を著しく変更する事なく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。